

# 衆議院議員選挙

## 最高裁判所裁判官国民審査

# 10月22日(日)

## 午前7時～午後8時

※投票所への車での来所はご遠慮ください。



### 葛飾区で投票できる方

平成11年10月23日までに生まれた日本国民で、平成29年7月9日までに、葛飾区に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている方

【担当課】

選挙管理委員会事務局

☎5654 - 8493～6

裏面を  
ご覧ください

期日前・不在者投票については、  
詳しくは、

### 選挙すべき議員の数(定数)

小選挙区(東京都第17区) **1人**  
比例代表(東京都選挙区) **17人**

### 投票は3種類

選挙の種類	記載すること	投票用紙の色
衆議院議員選挙	小選挙区	候補者名
	比例代表	政党などの名称
最高裁判所裁判官国民審査	やめさせたいと思う裁判官氏名の上にある記載欄に「×」を記載	うぐいす色

### 住所を変更した方

住所変更の種類	注意・条件など	投票
葛飾区に転入した方	平成29年7月10日以降に転入の届け出をした	葛飾区では投票できません。前住所地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。
葛飾区から転出した方	平成29年7月10日以降に転出先に転入の届け出をした	葛飾区での投票となる場合があります。選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。
葛飾区内で住所を移した方	平成29年9月28日までに転居の届け出をした	転居後の住所の投票所
	平成29年9月29日以降に転居の届け出をした	転居前の住所の投票所

### 代理・点字投票

字が書けない方や身体に障害のある方は、投票の秘密を侵すことなく係員がお手伝いします。  
点字での投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

- 投票所には「選挙のお知らせ」を忘れずに

10月10日(火)ごろから、世帯ごとに封書でお送りします。

対象者全員分の「選挙のお知らせ」が入っています。  
投票所を確認の上、ご自分の「選挙のお知らせ」をお持ちください。  
届かない、紛失した、忘れたという場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。



「選挙のお知らせ」封筒(イメージ)

### 最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間が変わります

最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票の開始日が、衆議院議員選挙と同じく公示日の翌日となりました。

投票日に投票所へ行けない方へ裏面参照



# 衆議院議員選挙

## 最高裁判所裁判官国民審査

【担当課】 選挙管理委員会事務局 ☎5654 - 8493～6

### 10月22日(日)に投票所に行けない方

#### 期日前投票

投票日に仕事・レジャーなどで投票所へ行けない方は、投票日の前日までに期日前投票をすることができます。

「選挙のお知らせ」裏面の「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」に記入の上、期日前(不在者)投票所にお越しください。

「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」は期日前(不在者)投票所にも備えます。

区ホームページ(トップ→区政情報→選挙→衆議院議員選挙)からも取り出せます。

投票日までに18歳になる方で、期日前投票を行う日に17歳の方は、期日前(不在者)投票所で不在者投票により投票ができます。

#### 期日前(不在者)投票所

【時間】 午前8時30分～午後8時

期間	投票所
10月11日(水)～10月21日(土)	区役所1階正面玄関 (立石5-13-1)
10月15日(日)～ 10月21日(土)	堀切地区センター (堀切3-8-5)
	亀有地区センター (亀有3-26-1リリオ館7階)
	新小岩北地区センター (東新小岩6-21-1)
	高砂地区センター (高砂3-1-39)
	金町地区センター (東金町1-22-1)
※区役所と開設期間が異なりますのでご注意ください。	西水元地区センター (西水元5-3-1-101)

・お住まいの地域にかかわらず、どの投票所でも投票できます。  
・車を利用される方は、区役所へお越しください。

#### 不在者投票

##### ▶葛飾区外で投票する方

出張などで区外(国内)に滞在中の方は、滞在地の選挙管理委員会の指定する場所で不在者投票ができます。

「選挙のお知らせ」裏面の「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」を記入し、選挙管理委員会事務局に持参か郵送で投票用紙などを請求してください。電子申請可。投票用紙などを滞在先に郵送しますので、お早めに請求をお願いします。

##### ▶入院または福祉施設などに入所している方

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や施設で不在者投票ができます。

詳しくは、病院や施設の事務担当者へお問い合わせください。

##### ▶身体に重い障害などがあり外出が困難な方

自宅で投票(郵便等投票)ができます。

身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険で「要介護5」の認定を受けている方など、一定の条件があります。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、10月18日(水)午後5時までに選挙管理委員会事務局に持参か郵送で投票用紙などを請求してください。

##### ▶在外投票(帰国投票)

在外選挙人名簿に登録されている「在外選挙人証」をお持ちで一時帰国した方、または帰国して間もないため国内の選挙人名簿に登録されていない方は、国内で在外投票(帰国投票)をすることができます。

投票の方法など、詳しくは選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

#### 【請求・問い合わせ】

〒124-8555葛飾区役所選挙管理委員会事務局  
(区役所4階434番)  
☎5654 - 8493～6

### 候補者を選ぶために

#### 選挙公報をご覧ください

#### 10月20日(金)までに全戸へ配布します。

地区センター、図書館、区内各駅の広報スタンドにも順次備えます。

音声版をご希望の方は選挙管理委員会事務局(☎5654 - 8493～6)へお問い合わせください。

#### 公営ポスター掲示場

区内435カ所に設置します。

掲示場が壊れていたり、ポスターが破れていたりした場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

#### ■開票を参観できます

【参観できる方】 葛飾区の選挙人名簿に登録されている方

【日時】 10月22日(日)午後8時45分から

【会場】 奥戸総合スポーツセンター体育館(奥戸7-17-1)  
会場の都合で参観の人数を制限することがあります。

#### ■投票・開票状況を区ホームページでお知らせします

投票状況

10月22日(日)午前8時30分から1時間ごと(予定)

開票状況

10月22日(日)午後9時30分から(予定)

#### 奥戸総合スポーツセンター体育館の利用を制限します

選挙事務で使用するため、一部の施設・時間帯は利用できません。

◆期日 10月22日(日)

【問い合わせ】 奥戸総合スポーツセンター ☎3691 - 7111